

ご存じですか?
「救急医療情報キット」



防災無線の放送内容が電話で確認できます【専用電話番号】**539-2061**または**539-2062**

浄化に努めている方々です。
重点目標 「犯罪や非行をした人の就労支援」

▽7月4日(月)福生駅、牛浜駅で啓発活動を行ないます。
▽7月11日(月)・12日(火)市内を巡回して広報活動を行ないます。

救急医療情報キットは、あらかじめご自身の医療情報をお書きいたカードを専用の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、もしもの時に備えようというもの。申請をしていただいた方に無料で配付しています。

主催「社会を明るくする運動」
問合せ福生市実施委員会
社計画担当☎551-1735

対象市内在住の方で、65歳以上の方、身体障害者手帳をお持ちの方、精神障害者手帳をお持ちの方などです。
申込み住所がわかるものをご持参のうえ、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎551-1751へ。

保護司会の名簿(敬称省略)		
緑川 光男	中根 喜美子	齋藤 徹
島田 晏治	小山 昭勝	笹本 哲夫
石川 庄二	秋山 克明	徳永 初枝
田村 元彦	小林 喜代子	廣司 明雄
古谷 正夫	島貫 满征	濱中 賢次
田村 祥子	乙津 豊彦	関谷 寿夫
森田 洋子	佐田 登代子	大野 篤子
森田 勝	大谷 邦夫	森田 利男
久保田 ふみ	江藤 勝	

★20歳がスタート!『国民年金だより』

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料についてお知らせします

介護保険は支え合いの制度です。介護を必要とするときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料を納めましょう。

保険料の算定介護保険料は、65歳以上の方から徴収する1号介護保険料と、40~64歳までの方から徴収する2号介護保険料の2種類があります。2号介護保険料分については、加入している医療保険(国民健康保険、社会保険など)の保険料または保険税に合算されています。

65歳以上の方は、本人及び同一世帯内の前年における合計所得金額に応じ、10段階(特例第4段階も設定されています。)に区分されます。年間の保険料は表1のとおり個人ごとに決まります。

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了し、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるため、保険料負担第4段階で公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者については、第4段階よりも保険料率の低い「特例第4段階」を設定しました。

また、第4期保険料基準額は、介護報酬改定(プラス3%)に伴う保険料上昇分を、国の特別対策により、平成21年度から23年度にかけて軽減しています。その結果、福生市の保険料基準月額は80円引き下げられています。

保険料の納付7月初めに通知書を送付します。納付方法はお手元に送付される納付書で納める「普通徴収」と受給されている年金から天引きする「特別徴収」があります。

①「普通徴収」の方は…お送りします納付書で納付していただきます。なお①の方で口座振替を利用されている方については、額の通知のみお送りします。

②「特別徴収」の方は…天引きされる額を記載した通知のみをお送りします。

③納付書と特別徴収額決定通知書の2つが同封されている方は…平成22年度中(おむね平成23年2月末日まで)に65歳になった方や、福生市に転入された方で年金を受給されている方(平成23年4月または6月より年金天引きを開始された

方及び8月より天引き開始を予定する方を除く)は平成23年7月~9月期までは普通徴収、10月以降からは特別徴収となります。

納付書については直接お納めください。また、すでに4月または6月の時点で年金天引き開始となり、仮徴収額決定通知書を受け取られた方についても、確定した保険料額決定通知書(通知のみ)をお送りします。

納付時期普通徴収は年8回、特別徴収は年金支給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)です。普通徴収の納期は表2のとおりです。

問合せ介護福祉課介護保険係☎551-1764

(表2)平成23年度介護保険料の普通徴収納期限

第1期	平成23年8月1日
第2期	平成23年8月31日
第3期	平成23年9月30日
第4期	平成23年10月31日
第5期	平成23年11月30日
第6期	平成23年12月28日
第7期	平成24年1月31日
第8期	平成24年2月29日

◆介護保険料の決定は、前年中の所得が対象になります。
◆平成18年度から20年度において実施した「税制改正に伴う激変緩和措置」が終了したことによる保険料の上昇を抑えるため、平成21年度から、第4段階よりも保険料率の低い「特例第4段階」を設定しました。

(表1)第1号被保険者の保険料

◆介護保険料の決定は、前年中の所得が対象になります。

◆平成18年度から20年度において実施した「税制改正に伴う激変緩和措置」が終了したことによる保険料の上昇を抑えるため、平成21年度から、第4段階よりも保険料率の低い「特例第4段階」を設定しました。

所得段階	対象者	保険料算定基準	今年度の保険料(年額)
第1段階	①老齢福祉年金(注1)の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ②生活保護受給者	基準額×0.45	23,200円
第2段階	世帯全員が非課税で、合計所得金額(注2)と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.45	23,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.70	36,000円
特例第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で、合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.85	43,800円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で、特例第4段階以外の方	基準額	51,500円
第5段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	56,600円
第6段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	64,300円
第7段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	77,200円
第8段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.65	84,900円
第9段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	90,100円
第10段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が800万円以上の方	基準額×1.85	95,200円

(注1)老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

(注2)合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です(市民税が課税されている方で分離課税所得のない方は、市民税・都民税の納税通知書の総所得欄の金額が合計所得です)。

「社会を明るくする運動」
動「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」
ラ7月1日(金)~31日(日)

「社会を明るくする運動」
は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

運動期間中は、福生市保護司会が中心となって活動を進めます。保護司とは法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪や非行の発生を防ぐため、市内の関係団体と協力して地域の発生を防ぐため、市内の

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、病気やがで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったりなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年が受けられないことがあります。

希望により加入できます。
第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の方は、

額を増やしませんか
付加保険料を納めて年金

付加年金(年金受け取り額)の計算式
200円×付加保険料納付月数
【例】付加保険料を10年納めた場合
400円×10年(120月)=48,000円
⇒1年間に受け取る付加年金額
200円×10年(120月)=24,000円(年額)

将来受け取る年金額を少しでも増やしたい方は、付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることがで

※2年間受け取ると、納め入れることとなります。

の後はお得です。

た保険料と同額になり、そ

の後はお得です。

★★「ねんきんネット」を開始

▼年金記録の「もれ」や「誤認

▼いつでも最新の年金記録

■自身の年金の加入記録

■インターネットで確認す

■ぜひ利用ください。

■認できます。

■「ねんきん定期便」の内容

■認できます。

■「ねんきん定期便」をインターネットで受け取りいただく

▼届出された月の分から納付することができる

▼国民年金基金に加入中の方は、申込みができません。

▼第3号被保険者の方は申込みができません。

問合せ

保険年金課

年金

問合せ

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

67001144へ。)

P電話・PHSの方は0570-0555-03へ。

とも検討しています。

「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催安全で安心して暮らすことができる福生市を目指し、話し合いをしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。日時6月24日(金)午後7時~9時場所わかたけ会館集会室問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551-1691